

年所得分の医業等所得金額の区分計算書（個人）

様式2（収支による計算書）

年 月 日提出

住所

氏名

担当税理士

所得税の
申告区分

青色申告
白色申告

青・白

1 自由診療に係る必要経費等の配分率の計算

(⑥+⑧+⑨)

円

(⑦+⑧+⑨)

円

× 100 =

配分率

%

小数点以下第3位を四捨五入し、
第2位まで算定してください。

2 収支計算書（自 月 日 至 月 日）

（単位：円）

科 目				合 計（決算額）	社会保険診療	自由診療	
所得税に関する事項	収入金額	社会保険等診療収入		①			
		国民健康保険診療収入		②			
		介護保険収入		③			
		その他保険診療収入		④			
		小計（①＋②＋③＋④）		⑤			
		自由診療収入		⑥			
		売上（収入）金額計（⑤＋⑥）		⑦			
		家事消費		⑧			
		雑収入等	経費を伴うもの	⑨			
			経費を伴わないもの（リベート等）	⑩			
	収入金額計（⑦＋⑧＋⑨＋⑩）		⑪				
	売上原価		⑫	A	A-B	B（A×配分率）	
	差引金額（⑪－⑫）		⑬				
	経費等	区分できる経費	個人事業税	⑭			
その他			⑮				
区分できない経費		⑯	C	C-D	D（C×配分率）		
経費計（⑭＋⑮＋⑯）		⑰					
各種引当金・準備金等	繰戻額等	貸倒引当金	⑱				
			⑲				
		計（⑱＋⑲）	⑳	E	E-F	F（E×配分率）	
	繰入額等	専従者給与（控除）	㉑				
		貸倒引当金	㉒				
			㉓				
		計（㉑＋㉒＋㉓）	㉔	G	G-H	H（G×配分率）	
青色申告特別控除前の所得金額（⑬－⑰＋⑳－㉔）		㉕					
事業税に関する事項	事業税の専従者給与（控除）額		㉖	I	I-J	J（I×配分率）	
	各種損失の控除額	損失の繰越控除額	㉗	K	K-L	L（K×（ ）%）	
		被災事業用資産の損失の繰越控除額	㉘	M	M-N	N（M×（ ）%）	
		事業用資産の譲渡損失の控除額	㉙	O	O-P	P（O×配分率）	
		事業用資産の譲渡損失の繰越控除額	㉚	Q	Q-R	R（Q×（ ）%）	
	差引所得金額（㉕－㉖－㉗－㉘－㉙－㉚）		㉛				

（記入上の注意）

- 1 この計算書は、所得税において**租税特別措置法第26条の規定を適用しない方のみ**提出してください。
- 2 ⑨及び⑩の「雑収入等」については、配分率の計算上、経費を伴うものを⑨に、経費を伴わないもの（医薬品等の仕入れに関して受け取る仕入れ割り戻し（リベート）等）を⑩に区分して記入してください。
- 3 事業主と生計を一にする配偶者やその他の15歳以上の親族で、所得税の申告では配偶者控除又は扶養控除の対象とした人が現に事業に専従している場合には、個人事業税においては、事業専従者としてその専従者給与（控除）額を所得の計算上経費とすることができます。「事業税の専従者給与（控除）額⑳」の欄は、このような事業専従者がいる場合に記入してください。
なお、事業専従者で所得税の申告では配偶者控除等の対象とした人がいない場合には、所得税で必要経費に算入した専従者給与（控除）額は、「所得税に関する事項」の欄にすでに計上されているので、㉔の欄の記入は不要です。
- 4 「売上原価㉑」「区分できない経費㉒」「各種引当金・準備金等㉓、㉔」「事業税の専従者給与（控除）額㉕」の各欄については、「1 自由診療に係る必要経費等の配分率の計算」で求めた配分率を用いて、社会保険診療分と自由診療分に区分してください。
- 5 「各種損失の控除額㉖～㉙」欄は、地方税法第72条の49の12第6項、第7項、第13項及び第14項の規定に基づく金額がある場合に記入してください。なお、各控除額を社会保険診療分と自由診療分に配分する際には、㉙の欄はこの計算書で求めた配分率を使用し、その他の欄は実際に損失を生じた年分の配分率を使用して「（ ）%」欄にその年の配分率を記入してください。
- 6 4及び5において配分率を乗じて計算する際に円未満の端数が生じた場合は、**切り上げてください。**
- 7 この計算書には、税務署に提出された「青色申告決算書（一般用）」の写し（青色申告の方）若しくは「収支内訳書（一般用）」の写し（白色申告の方）をなるべく添付するようにしてください。
- 8 詳しい記入の仕方については、記載要領を参照してください。